

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外 1 件について

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案を依頼する議案及び東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を制定する議案を付議する。

記

1 改正内容

(1) 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

ア 閉校する以下の学校について、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

名 称	位 置
東京都立しいの木特別支援学校	千葉県市原市椎津 2590 番 2

イ 以下の学校について、児童・生徒数の増加及び建物の老朽化に対応するため、改築工事等を実施することに伴い、一時的に仮設校舎に移転する。この移転に当たり、位置を変更する必要があるため、別表（第 2 条関係）5 特別支援学校の項中、学校の位置を次のとおり改正する。

名 称	位 置
東京都立中野特別支援学校	中野区東中野五丁目 12 番 1 号

(2) 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

(1) アに伴い、以下の学校の障害種別、課程及び学科について、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

名 称	障 害 種 別	課 程	学 科
東京都立しいの木特別支援学校	知的障害	小学部 中学部 高等部	普通科

2 都議会に付議する時期（条例関係）

令和 7 年第 1 回東京都議会定例会

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 その他

- (1) 学校概要は別紙のとおり。
- (2) 本案決定後、条例については知事に立案を依頼する。
- (3) 本案決定後、規則についての公報掲載を知事に依頼する。

東京都立しいの木特別支援学校の閉校について

東京都立しいの木特別支援学校について、東京都千葉福祉園の障害児入所施設の廃止に伴い、閉校する。

1 学校の概要

- 設置部門：知的障害教育部門
- 設置学部：小学部、中学部及び高等部
- 学級数及び児童・生徒数：8学級 20名（令和6年5月1日現在）
- 設置年月日：昭和44年1月1日

2 設置場所

千葉県市原市椎津 2590 番 2

3 経緯

しいの木特別支援学校は、東京都養育院千葉分院（現在の東京都千葉福祉園）に入所する児童・生徒（以下「入所者」という。）の適切な就学先を確保するために設置した都外の知的障害特別支援学校である。

現在、しいの木特別支援学校には、東京都千葉福祉園に加え、社会福祉法人嬉泉袖ヶ浦のびろ学園（以下「袖ヶ浦のびろ学園」という。）の入所者も在籍している。

東京都千葉福祉園の障害児入所施設（原則、18歳まで対象）は、都立障害児施設の再編により、令和6年度末に廃止予定であり、学校設置時の役割が終了することとなる。

そのため、しいの木特別支援学校は、令和6年度末までに東京都千葉福祉園の入所者が全員卒業し、令和7年度以降は、袖ヶ浦のびろ学園の入所者のみが在籍することとなるため、集団による教育活動に影響が生じる。

以上の理由により、しいの木特別支援学校を令和6年度末に閉校する。

4 備考

閉校の方針については、令和5年2月2日開催の令和5年東京都教育委員会第2回定例会で議決済みである。

東京都立中野特別支援学校の移転について

東京都立中野特別支援学校について、児童・生徒数の増加及び建物の老朽化に対応するため、改築及び改修工事を実施することに伴い、一時的に仮設校舎に移転する。

1 学校の概要

- 設置部門：知的障害教育部門
- 設置学部：小学部、中学部及び高等部
- 学級数及び児童・生徒数：66 学級 350 名（令和6年5月1日現在）

2 設置場所

- 本校舎：東京都中野区南台三丁目 46 番 20 号
- 仮設校舎：東京都中野区東中野五丁目 12 番 1 号

3 仮設校舎の概要

- 敷地面積：約 7,100 m²
- 建物：地上3階 延床面積 約 8,900 m²

4 仮設校舎の供用開始

令和7年4月

5 新校舎の供用開始

令和12年度（予定）

6 今後のスケジュール（予定）

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
本校舎 (南台)	現校舎の解体工事		新校舎の改築及び改修工事			供用開始
仮設校舎 (東中野)	供用開始	→				解体工事

第二百七十八号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼について
東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案について、次のように知事に依頼する。

令和六年十一月二十八日

東京都教育委員会

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表五の項中

同	八王子特別支援学校	八王子市台町三丁目五番一号
同	しいの木特別支援学校	千葉県市原市椎津字椎木台二千五百九十番二
同	八王子特別支援学校	八王子市台町三丁目五番一号
同	八王子特別支援学校	八王子市台町三丁目五番一号

改め、同表五の部同中野特別支援学校の項位置の欄を次のように改める。

中野区東中野五丁目十二番一号

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都立しいの木特別支援学校を廃止するとともに、東京都立中野特別支援学校の位置を変更する必要がある。

改正案		現行	
<p>第一条から第三条まで (現行のとおり)</p> <p>別表(第二条関係)</p> <p>一から四まで (現行のとおり)</p> <p>五 特別支援学校</p>			
<p>名</p> <p>東京都立文京盲学校から同王子特別支援学校まで</p> <p>同 八王子特別支援学校</p> <p>同七生特別支援学校から同江東特別支援学校まで</p> <p>同 中野特別支援学校</p> <p>同足立特別支援学校から同武蔵台学園まで</p>	<p>称</p> <p>東京都立文京盲学校から同王子特別支援学校まで</p> <p>同 八王子特別支援学校</p> <p>同七生特別支援学校から同江東特別支援学校まで</p> <p>同 中野特別支援学校</p> <p>同足立特別支援学校から同武蔵台学園まで</p>	<p>位</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>八王子市台町三丁目五番一号</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>中野区東中野五丁目十二番一号</p> <p>(現行のとおり)</p>	<p>置</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>八王子市台町三丁目五番一号</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>中野区東中野五丁目十二番一号</p> <p>(現行のとおり)</p>
<p>第一条から第三条まで (略)</p> <p>別表(第二条関係)</p> <p>一から四まで (略)</p> <p>五 特別支援学校</p>			
<p>名</p> <p>東京都立文京盲学校から同王子特別支援学校まで</p> <p>同 八王子特別支援学校</p> <p>同 しいの木特別支援学校</p> <p>同七生特別支援学校から同江東特別支援学校まで</p> <p>同 中野特別支援学校</p> <p>同足立特別支援学校から同武蔵台学園まで</p>	<p>称</p> <p>東京都立文京盲学校から同王子特別支援学校まで</p> <p>同 八王子特別支援学校</p> <p>同 しいの木特別支援学校</p> <p>同七生特別支援学校から同江東特別支援学校まで</p> <p>同 中野特別支援学校</p> <p>同足立特別支援学校から同武蔵台学園まで</p>	<p>位</p> <p>(略)</p> <p>八王子市台町三丁目五番一号</p> <p>千葉県市原市椎津字椎木台二千五百九十番二</p> <p>(略)</p> <p>中野区南台三丁目四十六番二十号</p> <p>(略)</p>	<p>置</p> <p>(略)</p> <p>八王子市台町三丁目五番一号</p> <p>千葉県市原市椎津字椎木台二千五百九十番二</p> <p>(略)</p> <p>中野区南台三丁目四十六番二十号</p> <p>(略)</p>

第二百七十九号議案

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定し、公布する。

令和六年十一月二十八日

東京都教育委員会

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例施行規則（昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表三の項中

同	同	同	同
八王子特別支援学校	八王子特別支援学校	しいの木特別支援学校	しいの木特別支援学校
知的障害	知的障害	知的障害	知的障害
小学部	小学部	小学部 中学部	小学部 中学部 高等部
に	に	を	を
		普通科	

改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

└

（提案理由）

東京都立しいの木特別支援学校の廃止に伴い、名称、障害種別、課程及び学科に係る規定を整備する必要がある。

改正案

現行

第一条から第四条まで（現行のとおり）
別表（第三条関係）

第一条から第四条まで（略）
別表（第三条関係）

一及び二（現行のとおり）

一及び二（略）

三 特別支援学校

三 特別支援学校

名 称	障害種別	課程	学 科
東京都立文京盲学校から同王子特別支援学校まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
同 八王子特別支援学校	知的障害	小学部 中学部	（現行のとおり）
同七生特別支援学校から同武蔵台学園まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）

名 称	障害種別	課程	学 科
東京都立文京盲学校から同王子特別支援学校まで	（略）	（略）	（略）
同 八王子特別支援学校	知的障害	小学部 中学部	（略）
同 しいの木特別支援学校	知的障害	小学部 中学部 高等部	普通科
同七生特別支援学校から同武蔵台学園まで	（略）	（略）	（略）